

## 第49号議案

### 訴えの提起について

次のように訴えを提起するものとする。

令和元年6月13日提出

春日市長 井 上 澄 和

- 1 事件名 所有権移転登記手続請求事件
  
- 2 訴訟当事者 原告 春日市  
被告 ○○○○○○○丁目○○番○号  
○○○○○○○○  
(特別代理人の選任の申立てを予定)
  
- 3 対象物件
  - (1) 種類 土地
  - (2) 所在 ○○○○○○○○○○
  - (3) 地番 ○○○○
  - (4) 地目 ○○○
  - (5) 地積 ○○○○㎡
  
- 4 訴えの要旨
  - (1) 被告は、原告に対し、3に記載の土地(以下「本件土地」という。)について、時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
  - (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。との判決を求める。

## 5 経過の概要

- (1) 原告は、昭和60年3月に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を建築し、同年4月1日から当該施設の供用を開始したことにより、当該施設に係る用地の隣接地である本件土地を占有することとなった。原告は、当該占有の開始から現在に至るまで、34年以上の間、本件土地を管理し、継続して占有している。
- (2) 原告は、本件土地を管理し、その占有を続けていることから、本件土地の取得を行いたい。が、本件土地に係る登記に表示されている所有者の法人格は、既に消滅している。
- (3) よって、原告は、被告に対し、上記の占有の事実に基づき、時効取得を援用するとの意思表示をするとともに、訴えの要旨記載のとおり判決を求めて訴えを提起するものである。

## 提案理由

市が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の用地の一部として管理し、占有を続けている土地に関し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により市議会の議決を求めるものである。